

「日本赤十字北海道看護大学・赤十字特別推薦選抜」推薦者選考要項

日本赤十字北海道看護大学（以下、「大学」という。）が行う入学者選抜区分の一つである「赤十字特別推薦選抜」（以下、「大学推薦入試」という。）は、赤十字の理念に共感し、日本赤十字社の保健・医療・福祉事業や災害等における救護活動を担える人材を安定的に確保することを目的としています。

この「大学推薦入試」は、浦河赤十字病院（以下、「病院」という。）で実施する「推薦者選考試験」（以下、「選考試験」という。）において、病院長から推薦された者を特別推薦する制度です。

この要項は、推薦を希望する者を以下のとおり募集するもので、大学推薦入試の合格者は「日本赤十字社北海道支部管内奨学金貸与規程」に基づき病院から奨学金が貸与されます。

1. 募集人数

1名

2. 応募資格

- (1) 病院が指定する高等学校長又は中等教育学校長（以下、「高等学校等」という。）の推薦がある者。
- (2) 上記（1）に掲げる施設での推薦時における調査書の全体の評定平均値が3.8以上の者。
- (3) 病院が指定する高等学校等に在学し、令和3年3月に卒業見込みの者。
- (4) 大学を第一志望とし、合格した場合は入学することを確約できる者。
- (5) 大学を卒業した後は推薦を受けた病院に就職することが確約できる者。

3. 応募手続

この要項に基づき、次の（1）から（3）に記載されたとおり持参又は簡易書留にて提出してください。

（直接持参可、平日9:00～17:00、土・日祝不可）

(1) 応募書類

- ① 履歴書（全国高等学校統一用紙）
- ② 学校長推薦書
- ③ 調査書

※ 提出書類は病院での選考試験にのみ使用し、それ以外の目的では一切使用いたしません。

(2) 応募書類提出期間

令和2年9月15日(火)～令和2年10月2日(金)必着

(3) 応募書類提出先

〒057-0007

住所：浦河郡浦河町東町ちのみ1丁目2番1号

浦河赤十字病院 総務課

4. 選考試験

(1) 選考試験日

令和2年10月15日(木) 13時00分～(受付：12時30分～)

(2) 選考方法

小論文若しくは作文、面接

5. 結果発表

令和2年10月19日(月)

※同日付で受験生の学校長宛てに文書で選考試験の可否を通知。

6. 選考試験合格後のスケジュール

選考試験合格者には「浦河赤十字病院推薦者」として「大学推薦入試」を受験していただきますので、大学の「学生募集要項」を確認し、出願書類一式を直接大学へ送付してください。

※合格した後、病院との間で奨学生としての手続きをしていただきます。

日本赤十字社北海道支部管内奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、日本赤十字社北海道支部管内の各赤十字病院長が、日本赤十字北海道看護大学（以下「看護大学」という。）において、看護師及び保健師並びに助産師（以下「看護師等」という。）の資格取得を目指す学生の修学に必要な資金の一部を奨学金として貸与し、支援することを目的とする。

(貸与の対象者)

第2条 本奨学金は、看護大学に入学した学生の内、奨学金の貸与を希望し、かつ卒業後、日本赤十字社北海道支部管内の赤十字病院に就業する意思がある者を貸与対象とする。

(奨学金の貸与額等)

第3条 奨学金の貸与額は、年額60万円（月額5万円）以上として120万円（月額10万円）を上限とする。
なお、奨学金は無利子とする。

(奨学金貸与申請及び決定)

第4条 奨学金の貸与を希望するもの（以下「申請者」という。）は、貸与申請書（別紙第1号）1部、返済計画書（別紙様式2）1部を貸与希望病院長に提出するものとする。

なお、貸与申請に際しては、独立の生計を営む身元確実な者で、本人の親権者、父母またはこれに代わる連帯保証人1名を立てることとする。

- 2 前記の規定による申請があったときは、各病院長は奨学金貸与の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(奨学金貸与期間)

第5条 奨学金の貸与期間は、正規の修学期間とする。ただし、休学、留年等がある場合、休学、留年等をした日の属する月の翌月分から復学した日の属する前月分まで奨学金の貸与を停止するものとする。

(奨学金貸与の打切り)

第6条 奨学金の貸与を受けた者（以下「奨学生」という。）が、次の各号の一に該当するときは、貸与した病院長は貸与を打切るものとし、奨学生は既に貸与を受けた奨学金を、全額返済しなければならない。この場合は、返済計画書にかかわらず具体的な返済の時期及び方法を貸与した病院長と奨学生が協議して定めるものとする。

- (1) 自己の都合により奨学生を辞退したとき。
- (2) 自己の都合又は病気等により退学したとき。
- (3) 学則の定めにより退学を命ぜられたとき。
- (4) 学業途中において、奨学生として適性を欠き、又は修学成績等が著しく不良等で奨学生としてふさわしくないと認められたとき。

(奨学金の返済)

第7条 奨学生は、返済計画書に基づき、貸与した奨学金を全額返済しなければならない。なお、返済期間は原則貸与期間以内とし返済額は貸与総額を返済月数で除した月割均等とするが、事情に応じて貸与した病院長と協議出来るものとする。但し、貸与した病院長は、奨学生に特別な事情がある場合は、返

済期限を延長することができる。

- 2 返済計画の実行を期するため、具体的な返済の額及び方法等については、返済の義務が生じたときから速やかに、貸与した病院長と奨学生が相互確認するものとする。

(返済の免除)

第8条 奨学生が卒業後、別に定める細則に該当した場合は、貸与した病院長は奨学金の一部又は全額の返済を免除することができる。

(大学院進学者への取り扱い)

第9条 奨学生が卒業後、看護大学大学院へ進学を希望する場合は、別に定める細則により取り扱う。

(その他)

第10条 この規程に定めのない事項については、必要に応じ、貸与した病院長と奨学生が協議することができるものとする。

附則 この規程は平成11年4月1日から施行する。

平成12年 6月1日一部改正

平成12年12月1日一部改正

平成15年 1月1日一部改正

平成21年 1月1日一部改正

平成22年 6月1日一部改正